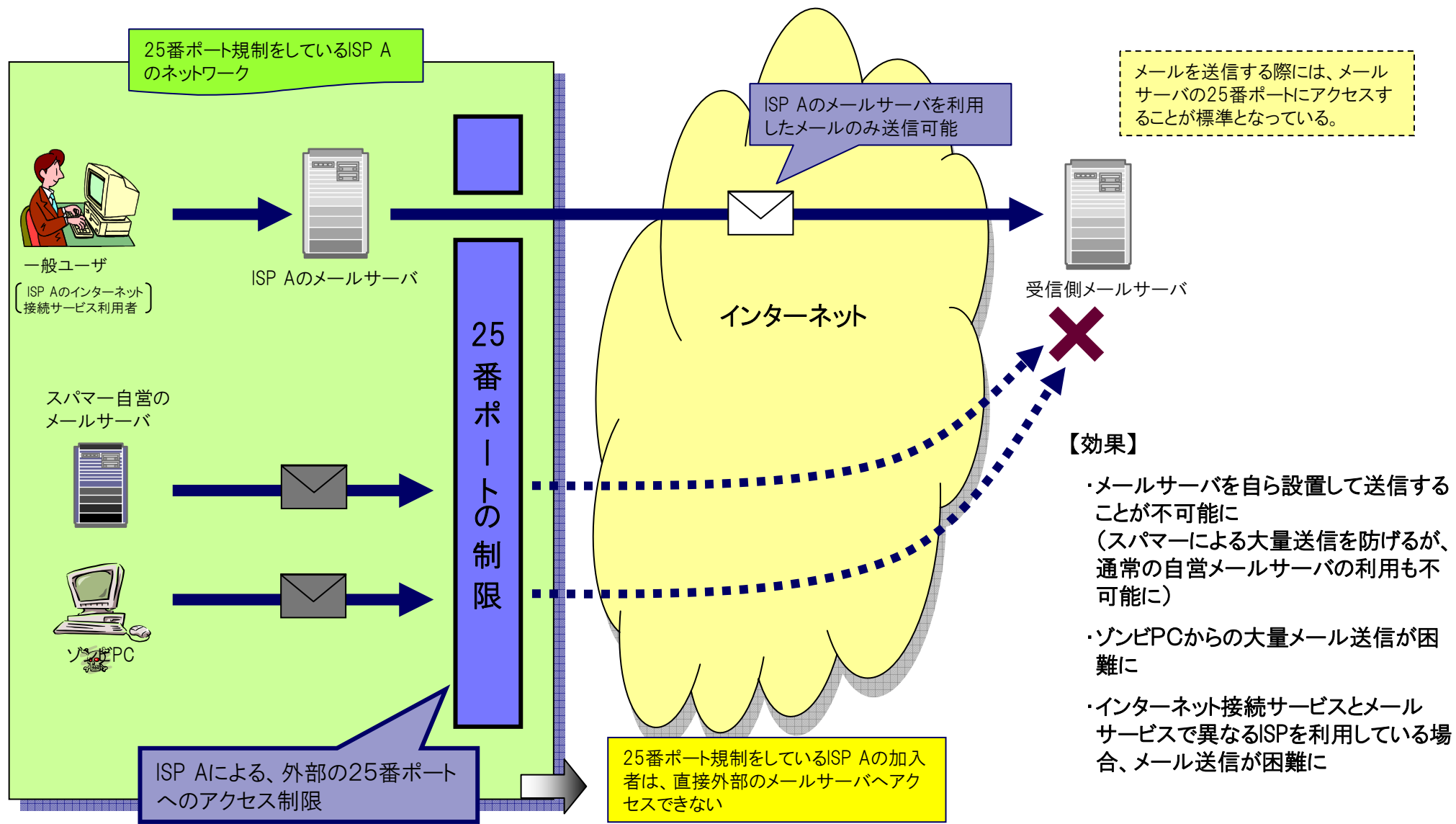


# *Outbound Port 25 Blocking* 導入に関する法的な留意点

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部消費者行政課

# Outbound Port 25 Blocking (OP25B)の概要



# 論 点

## 1. OP25Bの法的性質

電気通信事業者であるISPが、その支配・管理するルータを通過するすべての電子メールの送信元(及びあて先(※))のIPアドレス及びポート番号を機械的に確認して、当該ISPが提供するメールサーバを経由せず動的IPアドレスから25番ポートに対して送信した電子メールを割り出し、当該電子メールをブロック(25番ポートを閉じて接続できない状態にする)する運用をいう。

※特定の送信先へのメールについて、25番ポートを閉じる場合。例えば、携帯電話会社あての電子メールについてのみOP25Bを実施する場合には、あて先が携帯電話会社のメールサーバであるか、否かを確認することになる。

## 2. 法的問題点

上記行為が電気通信時業法に抵触しないのか、具体的には、

- 電気通信事業法第4条に規定する「通信の秘密」を「侵害する行為」に該当するか。
  - 電気通信事業法第6条に規定する「不当な差別的取扱い」に該当するか。
- を検討する。

# 「通信の秘密」「侵害行為」該当性

## 電気通信事業法

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 (略)

## 1. 「通信の秘密」該当性

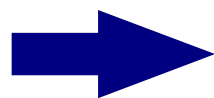
「通信の秘密」とは、(1) 個別の通信に係る通信内容のほか、(2) 個別の通信に係る通信当事者の住所、氏名、発信場所等、通信日時等の構成要素を含む。

したがって、個別の電子メールに係る送信元IPアドレス・ポート番号も、個別の通信に係る経路情報であり、通信の構成要素として通信の秘密の保障を受ける。

## 2. 「侵害行為」該当性

通信の秘密を「侵害する行為」には、「発信者又は受信者の意思に反して通信の構成要素等を利用すること」(窃用すること)も含む。

以上から、ISPが、その支配・管理するルータを通過するすべての電子メールの送信元IPアドレス・ポート番号を確認して、当該ISPが提供するメールサーバを経由せず動的IPアドレスから25番ポートに対して送信された電子メールを割り出し、ブロックする行為も、通信の秘密を「発信者又は受信者の意思に反して利用する」ことに当たり、通信の秘密の侵害(窃用)に当たると考えられる。



OP25Bは、当事者の同意がない限り、「通信の秘密」を「侵す行為」に該当する。

# 違法性阻却事由についての検討①

## • 問題の所在

「ISPが、その支配・管理するルータを通過するすべての電子メールの送信元IPアドレス・ポート番号を確認して、当該ISPが提供するメールサーバを経由せず動的IPアドレスから25番ポートに対して送信された電子メールを割り出し、ブロックする行為」が、通信の秘密侵害行為に該当する場合であっても、違法性阻却事由があれば（正当防衛、緊急避難又は正当業務行為に該当すれば）、当事者の同意の有無に関わりなく、許されることになる。

## 1. 正当防衛、緊急避難該当性

OP25Bは、電子メールの大量送信により電子メール送受信上の支障が生じている場合又は支障の発生が切迫している場合に限らず、電子メール送受信上の支障のおそれを防止するために、常時行われる対策

このため、正当防衛の要件である急迫性や、緊急避難の要件である危難の現在性等を必ずしも満たすとは限らないことから、正当防衛、緊急避難に該当しない場合が想定される。

# 違法性阻却事由についての検討②

## 2. 正当業務行為該当性

「正当業務行為」に該当するといえるには、(1)目的の必要性、行為の正当性、(2)手段の相当性を満たすことが必要

### (1) 目的の必要性、行為の正当性

- ISPの提供するメールサーバを利用した電子メールの大量送信が行われていないこと
- ISPのメールサーバを経由しない動的IPアドレスから電子メールが大量送信されていること
- トラフィック全体に対する一律のレートコントロールでは、大量送信の防止措置として不十分であること

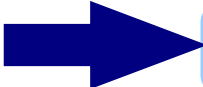
を満たす場合には、ネットワークを適正に維持管理してメールサービスを運営するために、自ら提供するメールサーバを経由しない動的IPアドレスからの送信について送信制御を行う必要性、正当性が認められる。

## 違法性阻却事由についての検討③

### (2) 手段の相当性

- OP25Bを行うに当たって侵害することになる通信の秘密は、送信元IPアドレス・ポート番号という通信の経路情報であり、目的達成のために必要な限度にとどまると言える。
- 迷惑メールに対しては、他にも複数の対策(送信ドメイン認証、サーバにおける送信者認証等)が講じられているが、送信側ISPにおいてそもそもインターネット上に迷惑メールが送信されることを防止する対策であるOP25Bは、適正にメールサービスを運営するという目的達成のために必要かつ相当な方法と考えられる。

以上から、ISPが、その支配・管理するルータを通過するすべての電子メールの送信元IPアドレス・ポート番号を確認して、当該ISPが提供するメールサーバを経由せず動的IPアドレスから25番ポートに対して送信された電子メールを割り出し、ブロックする行為は、目的達成のために必要かつ相当な方法と認められる。

 OP25Bは、正当業務行為(違法性阻却事由あり)と解釈できる。

# 「不当な差別的取扱い」該当性

## 電気通信事業法

第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

## ・「不当な差別的取扱い」について

「ISPが、その支配・管理するルータを通過するすべての電子メールの送信元IPアドレス・ポート番号を確認して、当該ISPが提供するメールサーバを経由せず動的IPアドレスから25番ポートに対して送信された電子メールを割り出し、ブロックする行為」が「不当な差別的取扱い」に該当するかが問題となるが、「通信の秘密の侵害(窃用)」との関係で、正当業務行為として許されると解されることから、不当な差別的取扱いとはいえない。

➡ OP25Bは、電気通信事業法第6条に規定する「不当な差別的取扱い」には該当しない。

# 結 論

- OP25Bは、通信の構成要素である電子メールの送信元IPアドレス及びポート番号を確認し、その結果に従って電子メールをブロックする措置であることから、電気通信事業法第4条に規定される「通信の秘密」を「侵害する行為」に該当する。
- しかしながら、
  - ① ISPの提供するメールサーバを利用した大量送信が行われていないこと、
  - ② ISPの提供するメールサーバを経由しない動的IPアドレスからの大量送信が行われていること、
  - ③ 必要な限度で実施され、かつ通信の秘密を侵害しない形での代替手段がないことが認められる場合には、OP25Bは正当業務行為と認められ、違法性が阻却されると考えることができる。
- また、OP25Bは一定の要件を満たした電子メールについて接続を拒否するものであることが、接続拒否を行うこと(通信の秘密の侵害(窃用))が正当業務行為として許されることから、電気通信事業法第6条に規定される「不当な差別的取扱い」には当たらないと考えられる。
- 以上のように、OP25Bは法的問題点についても整理できることから、ISPによる積極的な導入が図られることが望ましい。